

女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

平成28年2月

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年2月12日

有田町長

有田町議会議長

有田町教育委員会

1. 目的

有田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、有田町長、有田町議会議長、有田町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

3. 推進体制

- (1) 女性活躍推進に関する情報提供などを行います。
- (2) 女性の活躍推進についての相談などができる体制を整え、担当を配置します。
- (3) 啓発資料の作成・配布などにより、行動計画の内容の周知を図ります。
- (4) 各部署において、行動計画の実施状況の点検を定期的に行い、計画の内容を変更すべき事項があった場合には見直します。

4. 具体的な内容

1. 女性の活躍推進に向けた目標数値

以下の事項について平成33年度を目標に取り組みます。

- (1) 新規採用者の女性割合を40%以上とします。
- (2) 採用試験の受験者数に女性が占める割合を60%以上とします。
- (3) 管理的地位にある職員に占める女性の割合を30%以上とします。
- (4) 育児休業を取得する男性職員の割合を50%以上とします。
- (5) 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上とします。

- (6) 月に 3 0 時間以上超過勤務を行う職員の割合を 3 0 % 以下とします。
- (7) 平均超過勤務時間を月 1 0 時間以下とします。
- (8) 平均超過勤務時間を年 1 0 0 時間以下とします。
- (9) 年次休暇の平均取得率を 3 0 % 以上とします。
- (1 0) 年次休暇を 5 0 % 以上取得する職員の割合を 1 0 % 以上とします。

2 . 女性の活躍推進に向けた取り組み

(1) 女性活躍の推進

- (ア) 仕事と子育てに励む女性職員の声などの紹介により、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページなどで広報を行います。
- (イ) 女性職員を事業部署など多様なポストに積極的に配置を行います。
- (ウ) 各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を図るため、積極的に研修や派遣を行います。

(2) 超過勤務の縮減の推進

- (ア) 定時退庁日を設定するとともに、管理職職員が各職員に早期退庁を勧奨します。
- (イ) 管理職会議及びヒアリングにおいて、管理職職員に対し健康管理の面からも超過勤務を縮減するよう指導を行います。

(3) 事務合理化の推進

- (ア) 管理職職員に対して定期的な職員の業務分担の見直しと業務量の平準化を図るよう指導を行います。

(4) 育児休業などの取得推進及び環境整備

- (ア) 年次休暇の取得促進を図るため所属長を通して各職員への周知徹底を図ります。
- (イ) 男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象に制度の趣旨の徹底と意識改革に努めます。
- (ウ) 出産を控えている女性職員に対し、各種両立支援制度（育児休業など）の活用促進の助言を行います。
- (エ) 各種両立支援制度（育児休業など）に関する情報を電子メールや電子掲示板などにより、広く周知を図ります。
- (オ) 所属長または担当者は、女性職員が育児休業などからの円滑な復帰できるよう業務の動向や端末操作などの説明を行います。